

ID: 1899

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 先端設備等導入計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 中小企業等経営強化法 第53条第2項及び第3項 | | |
| 法令番号 | 平成11年法律第18号 | | |
| 【根拠条文】 (先端設備等導入計画の変更等) 第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。 2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年10月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1557

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農地法 第3条の2第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第229号 | | |
| 【根拠条文】 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等) 第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 (1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合 (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合 (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合 2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。 (1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。 (2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 1558

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|--------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農地法 第42条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和27年法律第229号 | | |
| 【根拠条文】 (措置命令) 第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |

ID: 775

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|------------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 特定農地貸付の承認の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項 | | |
| 法令番号 | 平成元年政令第258号 | | |
| 【根拠条文】 (特定農地貸付けの変更等) 第4条 3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 660

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|----------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 市民農園整備促進法 第10条 | | |
| 法令番号 | 平成2年法律第44号 | | |
| 【根拠条文】 (認定の取消し) 第10条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第7条第1項又は第5項の規定による認定を取り消すことができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文及び法第9条の規定による。 (勧告) 第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第7条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 平成29年4月1日 |

ID: 840

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|----------------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 協定の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和44年法律第58号 | | |
| 【根拠条文】 (協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 平成29年4月1日 |

ID: 837

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|---------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 農業経営改善計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第13条第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【根拠条文】 (農業経営改善計画の変更等) 第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(第14条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |

ID: 1671

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|-----------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 青年等就農計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【根拠条文】 (青年等就農計画の変更等) 第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 1563

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-----------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 農用地利用集積計画の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第20条の2第2項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【根拠条文】 (農用地利用集積計画の取消し等) 第20条の2 2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。 (1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 (2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 838

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|---------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 農用地利用規程の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業経営基盤強化促進法 第24条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第65号 | | |
| 【根拠条文】 (農用地利用規程の変更等) 第24条 3 同意市町村は、認定団体が第23条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文及び政令第13条の規定による。 (農用地利用規程の認定の取消しの事由) 第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。 (2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。) | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |

ID: 1707

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-------------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 事業計画の認定の取消し等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項 | | |
| 法令番号 | 平成26年法律第78号 | | |
| 【根拠条文】 (事業計画の変更等) 第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。 4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 1830

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|--------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 事業計画の認定の取消し | | |
| 法令名称 根拠条項 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第7条第2項 | | |
| 法令番号 | 平成30年法律第68号 | | |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第7条 市町村長は、次の各号のいずれか(農業経営組合等にあつては第1号、農作業常時従事者等にあつては同号から第3号までのいずれか)に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 認定事業者が、第4条第1項の認定を受けた事業計画(前条第1項の認定又は同条第2項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)に従つて耕作の事業を行っていないとき。</p> <p>(2) 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。</p> <p>(3) 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。</p> <p>(4) 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。</p> <p>(5) 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。</p> <p>2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第4条第1項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第4条第1項又は前条第1項の認定を受けたとき。</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。</p> <p>(3) 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかつたとき。</p> <p>3 市町村は、第4条第3項第4号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前項の規定により同条第1項の認定を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃借権等の設定に関し、あつせんその他の必要な援助を行うものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成31年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1920

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 協定の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第37条第1項 | | |
| 法令番号 | 令和4年法律第37号 | | |
| 【根拠条文】 (協定の認可の取消し) 第37条 市町村長は、第31条第1項又は第34条第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第33条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。 2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和4年10月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1594

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|---------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林法 第10条の9 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第249号 | | |
| 【根拠条文】 (伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) 第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。 3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 (1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 (2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 (3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 (4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 平成29年4月1日 |

ID: 698

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 施業実施協定の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林法 第10条の11の8第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第249号 | | |
| 【根拠条文】 (施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |

ID: 1593

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 森林経営計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林法 第16条 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第249号 | | |
| 【根拠条文】 (認定の取消し) 第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。 (1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。 (2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。 (3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 1831

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|---------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 経営管理権集積計画の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林経営管理法 第8条 | | |
| 法令番号 | 平成30年法律第35号 | | |
| 【根拠条文】 (経営管理権集積計画の取消し) 第8条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合 (3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成31年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1832

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 経営管理実施権配分計画の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林経営管理法 第40条第2項 | | |
| 法令番号 | 平成30年法律第35号 | | |
| 【根拠条文】 (経営管理実施権配分計画の取消し) 第40条 市町村は、第9条第2項、第15条第2項、第23条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。 2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合 (2) 第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 (3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 (4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 (5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合 (6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成31年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |

ID: 1833

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 災害等防止措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 森林経営管理法 第42条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成30年法律第35号 | | |
| 【根拠条文】 (災害等防止措置命令) 第42条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第10条の9第3項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第17条第3項の規定の適用がある場合は、この限りでない。 (1) 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。 (2) 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。 (3) 当該森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。 (4) 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。 2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成31年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和3年10月1日 |

ID: 3045

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 措置命令(被害の防止の目的とするキジバト等の捕獲等に限る。) | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| 【根拠条文】 (許可に係る措置命令等) 第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 6 月 28 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 3046

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 許可の取消し(被害の防止の目的とするキジバト等の捕獲等に限る。) | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第2項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| 【根拠条文】 (許可に係る措置命令等) 第10条 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 6 月 28 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 3050

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 登録を受けた者に対する措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| 【根拠条文】 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 6 月 28 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 3051

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 登録の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第2項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| 【根拠条文】 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 6 月 28 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 3054

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|--|----------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 違反に係る鳥獣の解放命令等 | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第9項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| 【根拠条文】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第4項の規定により付された条件に違反した者に対し、同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 6 月 28 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

ID: 3055

担当部署: 市民生活部 地域経済振興課

| | | | |
|---|-----------------------------------|---------|-----------------|
| 処分の概要 | 許可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第10項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| 【根拠条文】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 10 都道府県知事は、第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するときは、その許可を取り消すことができる。 | | | |
| 【基準】 根拠条文に同じ。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 6 月 28 日 | 最終変更年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 |